

統計調査員を募集します

国が実施する各種統計調査に従事する統計調査員を募集します。

あらかじめ、統計調査にご協力していただける方を調査員台帳に登録しておき、調査実施の際は、台帳に登録されている方を中心に調査を依頼します。

登録されている調査員の皆さんが中心となって統計調査員協議会を組織しており、調査員としての資質の向上および会員同士の親睦を図っています。

◆業務の概要

調査期間中に担当地域内の調査対象（世帯・事業所・企業・商店など）を訪問して、調査票を配布・回収し、関係書類を作成の上、市役所に提出していただきます。

調査期間は、調査によって異なりますが、1〜2カ月間です。調査期間中も毎日調査活動に従事する必要はなく、あらかじめ指定された期間内に調査事務を済ませていただければよいことになっています。統計調査は、年1回程度です。

◆応募要件

1. 責任を持って調査の事務

を遂行できる方

2. 秘密の保持に関して責任の持てる方

3. 20歳以上の健康な方

◆報酬

個々の調査や、受け持つ調査対象数によって異なります。

◆応募方法

市役所行政経営課および総合支所地域振興課に備え付けの応募用紙に必要事項をご記入のうえ、3月30日（金）までに提出してください。

◆問い合わせ先

▽本宮市役所 総合政策部
行政経営課 情報統計係

☎33-1111

（内線108）

▽白沢総合支所

地域振興課 地域振興係

☎44-2111

（内線511）

健康からだプロジェクト教室

NPO法人生涯学習プロジェクトもとみやでは、運動習慣づくり事業として、「健康からだプロジェクト教室」を開催します。

普段から軽い運動を行うだけで、からだは丈夫になり、生活習慣病も改善します。ぜひご参加ください。

◆日時

毎月第2、4水曜日

生ごみ処理機を購入された方へ ～報償金の申請は3月30日までに～

本宮市では、家庭から排出される生ごみの減量化を図るために、生ごみ処理機を購入された方に、報償金として、本宮商品券またはしらすわ商品券で、購入価格の2分の1、2万円を限度として交付しています。

平成18年4月1日～平成19年3月30日に生ごみ処理機を購入された方で、報償金の申請をされていない方は、平成19年3月30日までに報償金の交付の申請をしてください。なお、旧白沢村の方は、平成19年1月1日以降に購入された方が交付の対象となります。

詳しくは、広報もとみや2月号をご覧ください。

《申請の手続き》

生ごみ減量化推進報償金交付申請書に次の書類を添付してください。（印鑑を持参してください。）

- ・領収書（生ごみ処理機を購入したことが記載されていること）
- ・購入した生ごみ処理機のカatalog（写）または取扱説明書（写）

◆問い合わせ先

本宮市役所	生活安全課	環境保全係
	☎33-1111	（内線114）
白沢総合支所	住民生活課	生活環境係
	☎44-2111	（内線522）

午前10時～11時30分

◆場所 総合体育館

◆内容 運動指導員によるトレーニングマシンの実践、ストレッチ、ステップ運動、簡単な体操、ニュースポーツなど

◆参加対象

市内にお住まいの60歳以上の方

◆受講料 1回 500円

◆問い合わせ先

NPO法人生涯学習プロジェクトもとみや

（本宮市生涯学習センター内）

☎33-2611

福島地方事務局からのお知らせ

福島地方事務局二本松出張

所では、平成19年2月19日か

ら不動産、商業・法人登記（二本松市、本宮市、安達郡大玉村）についてオンライン登記申請に関する事務を取り扱うこととなりました。

これにより、従来の取扱いが次のように変わります。

○不動産、商業・法人登記申請をインターネットを利用して行うことが可能になります。

○登記事項証明書、印鑑証明書の申請がインターネットを利用して可能になり、証明書は手数料納付確認後、事務局から郵送（郵送料法務局負担）により申請された方に送付されます。

○不動産登記については、従来の「登記済証（権利証）」に代えて、「登記識別情報」および「登記完了証」が交付されることとなります。

○二本松出張所管轄の一筆の土地または一個の建物ごとに「不動産番号」が付けられます。

※登記事項証明書、登記完了証等に表示されます。

○従来の書面による登記申請も、引き続き可能です。詳しい手続については、福島地方事務局二本松出張所（☎22-0519）へお問い合わせいただくか、法務省ホームページ（<http://shinsei.moj.go.jp/>）をご覧ください。